

議員案第2号

佐野市議会委員会条例の改正について

佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

平成28年12月2日提出

提出者 佐野市議会議員 井川克彦

賛成者 佐野市議会議員 田所良夫

〃 岡村恵子

〃 小暮博志

〃 鈴木靖宏

〃 青木伸

〃 菅原達

## 佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐野市議会委員会条例（平成17年佐野市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「その」を削り、同条第2項第2号及び第3号中「7人」を「6人」に改める。

### 附 則

この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙後初めて招集される議会の招集の日から施行する。

### 理 由

常任委員会の委員の定数を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議員案第2号参考資料

佐野市議会委員会条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 厚生常任委員会 <u>7</u>人</p> <p>総合政策部 (国民健康保険税に係る部分に限る。)、市民生活部、子ども福祉部及び健康医療部の所管に属する事項</p> <p>(3) 経済文教常任委員会 <u>7</u>人</p> <p>産業文化部、観光スポーツ部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 厚生常任委員会 <u>6</u>人</p> <p>総合政策部 (国民健康保険税に係る部分に限る。)、市民生活部、子ども福祉部及び健康医療部の所管に属する事項</p> <p>(3) 経済文教常任委員会 <u>6</u>人</p> <p>産業文化部、観光スポーツ部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p>